

付録

損害保険用語の説明

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【告知義務】

保険を契約する際に、損害保険会社に対して重要な事実を申し出る義務、および重要な事項について不実の事を申し出てはならない義務のことをいいます。

【再調達価額】

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額の事をいいます。

【時価】

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な額から、使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

6ページの説明をご覧ください。

【損害保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合、加入している契約者の保険契約を継続させて、その保護を図るように設立されている機構のことをいいます。経営破綻した損害保険会社の保険契約を引き継ぐ会社が現れた場合は、その引き継ぐ会社に資金援助を行います。また、契約を引き継ぐ会社が現れなかった場合は、経営破綻した損害保険会社の契約を代わって引き継ぎます。

【通知義務】

保険を契約した後、契約内容に変更が生じた場合に保険契約者が損害保険会社に連絡する義務のことをいいます。

【被保険者】

保険の補償を受ける方のことまたは保険の対象となる方のことをいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【保険期間】

保険の契約期間、すなわち損害保険会社が責任を負う期間のことをいいます。

【保険金】

保険で補償する損害が発生したときに、損害保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

【保険金額】

保険をいくらつけるかというときの「いくら」に当たる契約金額のこ

とをいいます。損害保険会社が保険契約に基づいて支払う保険金の限度額を示すものです。

【保険契約者】

損害保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。

【保険契約申込書】

保険を契約する際に保険契約者が記入・捺印し、損害保険会社または代理店に提出する所定の書面のことをいいます。

【保険事故】

保険契約において、損害保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実の事をいいます。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、損害保険会社で作成して保険契約者に交付する書面のことをいいます。

【保険の目的】

自動車、建物、家財など、保険をつける対象をいいます。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもののことをいいます。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険の契約に基づいて損害保険会社または代理店に支払う金銭のことをいいます。原則として契約申込みの際に同時に支払います。

【保険料率】

保険料の契約金額に対する割合のことをいい、一般的には契約金額あたりの金額で示されます。

【免責】

損害が生じても保険金が支払われない場合のことをいいます。

【免責金額】

一定金額以下の損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことをいいます。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構について

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

アクサ損害保険の現状 2005 (ディスクロージャー誌)

平成17年 (2005年) 8月発行

アクサ損害保険株式会社 広報

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビルA棟
TEL (03) 3570-8900 FAX (03) 3570-8891
URL <http://www.axa-direct.co.jp>

<http://www.axa-direct.co.jp>



アクサ損害保険株式会社

〒135-8611 東京都江東区有明3-1-25 有明フロンティアビル A棟